新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第６号

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別記様式（第２条関係） 新潟県収入証紙貼り付け欄 建設業許可証明申請書 （略） 般 １　許可番号　新潟県知事許可（特－　）第　号 （略）	**別記様式**（第２条関係） 新潟県収入証紙はり付け欄 建設業許可証明申請書 （略） 国土交通大臣　　般 １　許可番号　新潟県知事許可(特－　)第　号 （略）

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。